

1 試算の対象と基本的な考え方

- 令和8年度から令和12年度までの一般会計の財政収支の見通しを試算したものです。
- 令和7年度予算をベースに、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」に倣った施策の展開を想定しています。※1

2 試算の前提と方法

- (1) 前 提
- ① 人口動態 : 福島市人口ビジョン(2020年度改訂版)の将来人口推計に基づいています。
 - ② 行財政制度 : 現行制度に立脚しました。
 - ③ マクロの経済財政状況 : 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R7.8.7)のうち「過去投影ケース」における経済成長率等を参考にしました。※2

(2) 方 法 ① 歳入

市 税 等	・ 近年の決算動向、内閣府試算における賃金上昇率、名目GDP成長率、将来人口推計等を基に試算。
地 方 交 付 税	・ 普通交付税は、市税等の歳入や公債費等の歳出の見込と連動して試算。 ・ 震災復興特別交付税は、第3期復興・創生期間の終了する令和12年度まで継続するものと想定。
国・県支出金	・ 扶助費、投資的経費等の関連する歳出に連動して試算。
市 債	・ 臨時財政対策債の発行は見込まない。 ・ その他の市債は充当先となる投資的経費に連動して試算。

② 歳出

義務的経費	人件費	・ 定年年齢の段階的引き上げを組み込んだうえで、今後の退職者・新規採用職員、再任用職員及び会計年度任用職員の見込みから試算。 ・ 内閣府試算の賃金上昇率に基づいたベースアップを想定して試算。
	扶助費	・ 近年の伸び率や将来人口推計から試算。
	公債費	・ 借入利率は、直近の実績利率をベースに、今後の金利上昇を見込んで試算。
投資的経費		・ 東口再開発事業など大規模事業のほか、教育保育施設や市営住宅、道路、橋りょう等の長寿命化・更新に必要な経費の見込を算入。
その他の経費		・ 内閣府試算に基づき物価上昇を見込んで試算。

※1 この試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は今後の政策展開や行財政改革、国の地方財政計画等の動向により変動します。

※2 内閣府の試算(過去投影ケース)では、令和8年度以降の全要素生産性上昇率を0.5%程度で推移する等の想定に基づき、経済成長率は本試算期間中の平均で実質0.6%程度・名目1.3%程度、消費者物価上昇率は同じく1.2%程度で推移すると見込んでいます。

中期財政収支の見通し（令和8年度～12年度）

（上段の単位：億円、下段は対前年度伸び率：％）

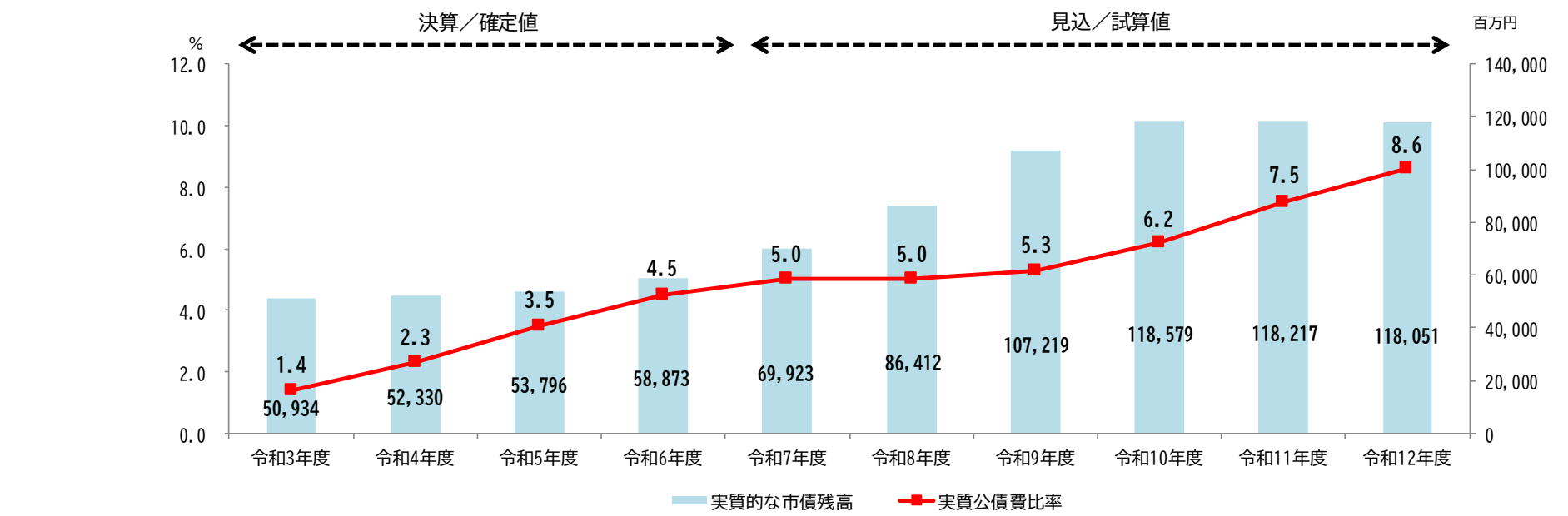
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入合計		1,363 △ 0.5	1,339 △ 1.8	1,444 7.9	1,397 △ 3.3	1,162 △ 16.8	1,176 1.2
	市 税	424 4.4	431 1.6	433 0.4	436 0.8	440 0.8	446 1.5
	地方消費税交付金	76 △ 0.5	80 5.4	81 1.0	82 0.9	82 0.9	83 0.9
	地方交付税	148 △ 9.6	152 2.7	156 2.6	156 0.0	158 1.3	158 0.0
	国・県支出金	329 △ 0.1	309 △ 6.1	356 15.5	413 15.8	289 △ 30.0	293 1.4
	基金等繰入金	50 △ 47.6	33 △ 34.6	35 5.9	15 △ 56.7	3 △ 77.1	2 △ 28.9
	市 債	166 46.9	223 34.1	272 22.1	185 △ 32.2	79 △ 57.4	82 4.6
	うち臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
	その他の収入	169 △ 9.3	111 △ 36.7	111 △ 0.1	111 △ 0.1	110 0.1	110 0.1
歳出合計		1,363 4.5	1,372 0.7	1,478 7.7	1,441 △ 2.5	1,224 △ 15.1	1,234 0.8
	義務的経費	617 △ 0.5	635 3.0	646 1.7	667 3.4	681 2.0	689 1.2
	人件費	206 △ 0.5	219 6.7	217 △ 1.0	225 3.7	222 △ 1.6	228 2.7
	扶助費	310 △ 1.0	310 0.0	314 1.4	318 1.3	322 1.1	323 0.5
	公債費	101 1.0	106 4.5	114 7.9	124 8.8	137 10.6	138 0.4
	投資的経費	225 30.5	307 36.6	398 29.6	332 △ 16.4	99 △ 70.1	98 △ 0.9
	その他の経費	521 1.8	431 △ 17.4	435 0.9	441 1.5	444 0.6	446 0.5
	歳入歳出差引額 （調整前財源不足額）	-	△ 34	△ 34	△ 45	△ 63	△ 58
基金繰入による財源調整		(38)	34	34	45	27	-
うち財政調整基金繰入金		(32)	34	14	-	-	-
うち減債基金繰入金		(6)	-	20	45	27	-
※ 令和7年度は上表の歳入の内数。令和8年度以降は外数。							
調整後の財源不足額（単年度）		-	-	-	-	△ 36	△ 58
財政調整基金年度末現在高		48	14	-	-	-	-
減債基金年度末現在高		92	92	72	27	-	-
計		140	106	72	27	-	-

※ 表示単位未満四捨五入のため、横上げ、差引きが一致しない場合がある。

中期財政収支の見通し（令和8年度～12年度）

区 分	決算／確定値				見込／試算値					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市 債 残 高	100,001	100,049	98,950	100,612	107,581	120,077	137,033	144,669	140,697	137,114
臨時財政対策債残高	49,067	47,719	45,154	41,739	37,658	33,665	29,814	26,090	22,480	19,063
実質的な市債残高	50,934	52,330	53,796	58,873	69,923	86,412	107,219	118,579	118,217	118,051
実質公債費比率	1.4	2.3	3.5	4.5	5.0	5.0	5.3	6.2	7.5	8.6

- 実質的な市債残高
市債残高から臨時財政対策債残高を除いた残高。
- 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金と公営企業会計における公債費償還額相当に対しての繰出金や債務負担行為で公債費に準じて支出する経費などの標準財政規模に対する比率で、債務の重さをフロー・ベースで測る指標です。
 - ・18%以上になると市債の発行に国の許可が必要となります。
 - ・25%以上になると早期健全化が必要とされ、一部の市債の発行が制限されます。
 - ・35%以上になると財政再建が必要とされ、多くの市債の発行が制限されます。



中期財政収支の見通し（令和8年度～12年度）

3 試算結果の概要

- 東口再開発事業など大型事業や施設の老朽化対策などにより投資的経費の額が高水準で推移し、その財源に市債を活用することから、令和10年度まで市債残高の増加が続き、公債費も増加します。
- 各年度に34～63億円の財源不足が見込まれ、財政調整基金と減債基金で補う必要がありますが、令和11年度には両基金の残高がなくなり、歳出に見合う歳入を確保できないという大変厳しい見通しです。
- 市債の発行にあたっては地方交付税措置のある有利な起債の活用に取り組んでいるところですが、それでもなお実質公債費比率は令和12年度には8.6%まで上昇し、公債費が財政運営を圧迫することが予測されます。

（1）主な歳入歳出の見通し

① 歳入

市	税	等	・ 経済成長や物価・賃金上昇から増加傾向となるものの、人件費や扶助費等の需要額も伸びることから、地方交付税で賄う割合が増えると見込んでいます。	
国	・	県	支出金	・ 東口再開発事業などの進捗により年度ごとの大きな増減を見込んでいます。
基	金	等	繰入金	・ 復興基金、公共施設建設基金、環境基金などの特定目的基金の積極的な活用が必要になります。
市		債		・ 福島駅前交流・集客拠点施設整備などの投資的経費の財源とするため増加します。ピークとなる令和9年度は、令和7年度当初予算（141億円）の約1.9倍の272億円を見込んでいます。

② 歳出

義務的経費	人件費	・ 令和7年度以降もベースアップが想定されること、また、定年の段階的引き上げを進めていることから、退職手当で数億円の増減を伴いながら、全体として増加を見込んでいます。
	扶助費	・ 令和6年度より拡充された児童手当のほか、児童発達支援や障がい者自立支援などの増もあることから、全体として増加を見込んでいます。
	公債費	・ 市債の増加を反映して増加が続きます。令和12年度は令和7年度と比べて37億円（37%）増の138億円になると見込んでいます。
投資的経費		・ 福島駅前交流・集客拠点施設、あぶくまクリーンセンター、新学校給食センター、消防本部・福島消防署教育保育施設等の大型の施設整備・再編が予定されていることから高い水準で推移します。 ・ 教育保育施設や市営住宅、道路、橋りょう等の既存施設・インフラの長寿命化・更新に、平準化を図りながら、継続的に取り組むことを見込んでいます。

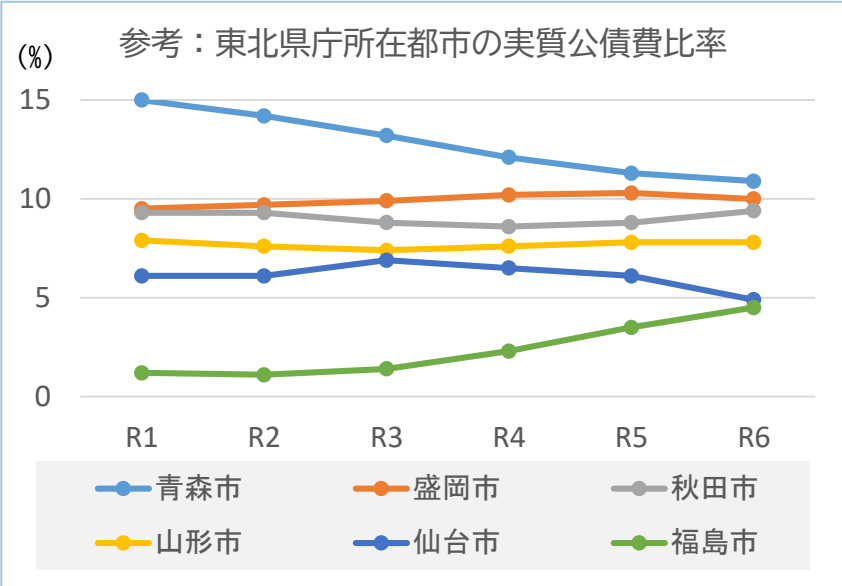
中期財政収支の見通し（令和8年度～12年度）

（2）主な基金残高

- 各年度の財源不足を補うために財政調整基金と減債基金から35～45億円の取り崩しが必要になる見込みです。
- 令和11年度には両基金の残高がなくなり、財源不足を補えない見通しです。

（3）実質的な市債残高と実質公債費比率

- 市債残高から臨時財政対策債の残高を差し引いた「実質的な市債残高」は、令和10年度末がピークで、1,185億円余に増加する見込みです。
- 債務の重さをフロー・ベースで測る実質公債費比率は、令和6年度の4.5%から令和12年度は8.6%に増加する見込みで、公債費による財政運営への圧迫が強まる見通しです。



4 今後の施策の推進と持続可能な財政運営に向けて

- 試算の結果、人件費や扶助費など諸経費が全般的に増加するなか、東口再開発事業※3や施設の老朽化対策などに伴い投資的経費や公債費が高水準で推移することから、令和11年度以降の財源不足を補うことができない見通しとなりました。今後、駅西口関係の経費やさらなる物価高騰など不透明な要素もあり、財政運営はさらに厳しくなる可能性があります。
- このため、引き続き、財産売却収入や繰越金を基金に積み立てて財源不足に充てていくほか、事業の取捨選択・重点化やICTなどの技術を活用した業務改革・効率化により賢い支出を徹底するとともに、国・県補助金や有利な市債の活用、受益者負担の適正化など財源確保を工夫していく必要があります。
- あわせて、健全な財政運営に配慮しながらも、中長期的な視点に立って、人や投資を呼び込むまちづくりに資する攻めの施策を展開することで、安定した税源を育成しながら、持続可能な財政運営に努める必要があります。

※3 福島駅東口地区市街地再開発については、R7.7.28開催の市議会全員協議会において公表した基本設計の概成より、再開発全体事業費を620億円、また、再開発ビルの床を取得する福島駅前交流・集客拠点施設整備事業費については、300億円として試算しています。事業期間については、令和11年度にオープンする想定をしています。

【参考】用語の解説

区分	用語	説明
歳入項目	市税	地方税法に基づき市が賦課・徴収する税。市民税（個人・法人）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税からなり、市の収入の根幹をなしています。
	地方消費税交付金	県が収入した地方消費税の1/2を、人口や従業者数を基に県内の市町村に配分する交付金。 なお、地方消費税は消費税と併せて国により賦課・徴収されていて、税率は、消費税及び地方消費税が10%の場合で2.2%です。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が徴収した所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を一定の合理的な基準によって地方自治体に再配分されるもの。国が地方に代わって徴収していますが、本来は地方固有の財源で、その用途は地方自治体の自主的な判断に任されています。
	国・県支出金	市が実施する特定の事務事業に対して、国や県がそれぞれの見地から公益性があると認め、その事業の実施のために交付されるもの。
	基金等繰入金	市の基金や特別会計から一般会計に移し入れるもの。
	市債	市が資金調達のために金融機関等から借り入れるもの。 なお、返済が年度をまたがない一時的な借入金は含まれません。
歳出項目	義務的経費	市の歳出のうち、その支出が義務付けられている経費で、下記の人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。任意に削減できないため、義務的経費の割合が高まると財政の弾力性がなくなり、社会経済や住民ニーズの変化に柔軟に対応することが難しくなります。
	・人件費	市の職員、議員、各種委員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。退職手当や社会保険料等の共済費も含まれます。
	・扶助費	社会保障制度の一環として被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費。
	・公債費	市が借り入れた市債の元利償還金と一時借入金利子の合算額。
	投資的経費	施設・インフラの整備・復旧など、ストックとして将来残るものに支出される経費。
その他の項目	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金。財源に余裕のある年度に積み立てておき、経済変動による税收減、災害による予期せぬ支出、緊急に実施が必要な大規模建設事業などで財源が不足する場合に取り崩します。
	減債基金	市債の償還を計画的に行うための基金。
	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の代替として借り入れることができる市債。その元利償還金相当額は後年度に地方交付税措置されることになっています。